

宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画青葉台地区計画を次のように決定する。

名 称	青 葉 台 地 区 計 画	
位 置	宗像市青葉台1丁目の一部及び2丁目の一部	
面 積	約2.1ヘクタール	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>当地区はJR鹿児島本線赤間駅から南南東約3.5kmの青葉台団地中央部に位置し、当該団地の利便性を増進する地区として計画された地区である。</p> <p>そこで、計画された建築行為について地区計画を定めることにより、隣接する低層住宅地との環境に配慮しつつ、地域の利便性を増進する市街地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>隣接する低層住宅地と調和のとれた街づくりを図りながら地域住民の生活の利便性を増進する地区としての土地利用を推進する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な環境の市街地を形成するため、建築物の用途の制限と建築物の高さの最高限度等を設定する。</p>

地 区 整 備 に 関 す る 画 事 項	建 築 物 等	地区の 区 分	地区の名称 青葉台中央地区	
			地区の面積 約 1.5 ヘクタール	
		建築物等の 用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿及び兼用住宅 2 診療所 3 店舗等の床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以下のもの 4 事務所等の床面積が 500 m <sup>2</sup> 以下のもの 5 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの	
		建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	$\frac{8}{10}$	
		建築物の建築面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	$\frac{5}{10}$	
		建築物の敷地面積 の最低限度	200 m <sup>2</sup>	
		建築物の高さの 最高限度	10 m	
		壁面の位置の 制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路及び隣地までの距離は 1 m 以上とする。	
		かき又はさくの 構造の制限	生け垣又は高さが 1.2 m 以下の透視可能な材料(高さが 60 cm 以下の部分はこの限りではない。)で造られたものとする。	
		建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の外壁は刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。	
備 考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。			

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」